

# 東証指數算出要領

## (東証グロース市場 250 指數編)

2025 年 9 月 16 日版

株式会社 J P X 総研

2025 年 7 月 31 日発行

## 目次

変更履歴	3
はじめに	4
I. 株価指数概要	4
II. 指数の算出	4
1. 算出方法	4
2. 指数種別	4
3. 構成銘柄の追加・除外	5
III. その他	7
1. 指数値及び指数基礎情報の配信	7
2. 利用許諾	7
3. 問い合わせ先	7

## 変更履歴

公表日	変更内容
2022/4/4	・新設
2023/9/12	<ul style="list-style-type: none"><li>・2023年11月6日適用として以下を実施<ul style="list-style-type: none"><li>・指数名称を「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場250指数」に変更</li><li>・「I. 株価指数概要」を修正</li><li>・東証市場区分の見直し（2022年4月4日）に関連する特例的取扱い（段階的ウエイト低減銘柄など）に係る記述を削除</li></ul></li></ul>
2024/1/31	・「特設注意市場銘柄」の「特別注意銘柄」への呼称変更
2025/1/31	・算出要領間の用語統一のための変更
2025/7/31	・スピンオフに係る取扱いの追記

## はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う東証グロース市場 250 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複写、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、東証グロース市場 250 指数の算出、配信若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出、配信若しくは公表の方法の変更、東証グロース市場 250 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

## I. 株価指数概要

- ・ 東証グロース市場 250 指数は東証グロース市場指数の構成銘柄を母集団とし、上場時価総額を基準として J P X 総研が選定した銘柄を構成銘柄とする時価総額加重型の株価指数である。
- ・ 基準日は 2003 年 9 月 12 日、基準値は 1,000 ポイントである。

## II. 指数の算出

### 1. 算出方法

- ・ 算出式は「指数計算に係る算出要領」に定める時価総額加重方式により算出される株価指数である。
- ・ 東証グロース市場 250 指数の算出に用いる浮動株比率は、後述のキャップ調整係数考慮後の値を用いる。
- ・ 定期入替基準日（毎年 8 月最終営業日とする。）におけるウエイトが 20% を超える構成銘柄については、定期入替日（毎年 10 月最終営業日とする。）を適用日としてウエイトを調整するための係数（以下「キャップ調整係数」という。）を設定する。キャップ調整係数を設定後に株価の変動等によりウエイトが上限を超える場合も、翌年の 10 月最終営業日までキャップ調整係数の変更を行わない。

### 2. 指数種別

- ・ 東証グロース市場 250 指数について、配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

### 3. 構成銘柄の追加・除外

#### (1) 定期入替等

##### a. 銘柄選定等

- 定期入替は年に1回10月最終営業日に行い、定期入替基準日は8月最終営業日とする。
- 構成銘柄の選定結果は、JPX ウェブサイトにおいて10月第5営業日に公表する。
- 以下の手順により構成銘柄を決定する。
  - 定期入替基準日における東証グロース市場指数の構成銘柄を母集団とする。ただし、以下のいずれかに該当する銘柄を母集団から除外する。
    - 定期入替基準日において整理銘柄に指定されていること。
    - 定期入替基準日において特別注意銘柄に指定されていること。
    - 定期入替基準日において上場市場を変更することが公表されていること。
    - 定期入替基準日において TOPIX の構成銘柄に含まれていること。
  - 母集団からの除外の条件は、原則として、定期入替基準日から定期入替結果の発表までの間に該当することが判明した銘柄を含む。
  - 基準日における上場時価総額の大きい順に250銘柄を構成銘柄として選定する。ただし、母集団の総数が300を下回る場合、母集団の総数から50を減じた銘柄数を選定する。

##### b. その他

- 定期入替日の構成銘柄数は、定期入替公表日以降の構成銘柄の整理銘柄指定による非定期の除外又は新規上場等による非定期の追加等によって、「a. 銘柄選定」の250銘柄から上下することがある。

#### (2) 非定期の構成銘柄からの除外

- 構成銘柄に上場廃止、整理銘柄への指定、特別注意銘柄への指定又はTOPIXへの追加があった場合、当該銘柄を除外する。

#### (3) 非定期の構成銘柄への追加

- 構成銘柄が株式移転、合併、株式交換又は会社分割（以下「株式移転等」という。）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社、完全親会社又は承継会社（以下「新設会社等」という。）が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。
- 構成銘柄のスピンオフ（構成銘柄が剰余金の配当によりその直前において子会社であった会社等の株式を割り当てる）により独立した会社（以下「スピンオフ対象会社」という。）が、スピンオフの権利落日から効力発生日までに新規上場する場合、当該スピンオフ対象会社を追加する。

- ・構成銘柄が、構成銘柄でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換又は吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。
- ・グロース市場に新規上場した銘柄（テクニカル上場及び TOPIX 構成銘柄を除く）は、新規上場日の翌月最終営業日に追加する。
- ・グロース市場に市場変更した銘柄（TOPIX 構成銘柄を除く）は、変更日の翌月最終営業日に追加する。

#### （4）選定用データに関する取扱い

- ・選定にあたって利用する上場時価総額は、定期入替基準日の東証グロース市場指数の算出に用いた各銘柄の指数用上場株式数に指数採用価格を乗じたものとする。

#### （5）構成銘柄の追加及び除外日

		修正を要する事項	修正日
追加	新規上場	グロース市場への新規上場（テクニカル上場及び TOPIX 構成銘柄を除く）	新規上場日（注）の翌月最終営業日
		構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	新規上場日（注）
		構成銘柄のスピンオフによりスピンオフ対象会社が権利落日から効力発生日（注）までに新規上場する場合	新規上場日（注）
	構成銘柄が、構成銘柄でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が構成銘柄に追加される場合		上場廃止日（注）
	毎年 10 月の定期入替		10 月最終営業日
	グロース市場への市場区分の変更（TOPIX 構成銘柄を除く）		市場区分変更日（注）の翌月最終営業日
除外	上場廃止	構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日（注）（通例、上場廃止日の 2 営業日後）
		上記以外（合併又は株式交換などにより非存続会社となる場合等）	上場廃止日（注）
	毎年 10 月の定期入替		10 月最終営業日
	TOPIX への追加		TOPIX への追加日
整理銘柄、特別注意銘柄への指定		整理銘柄、特別注意銘柄への指定日（注）の 4 営業日後	

注：休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

### III. その他

#### 1. 指数值及び指数基礎情報の配信

##### (1) 指数值

- ・ 東証グロース市場 250 指数の配当なし株価指数の指数值については、東証相場報道システムを通じてリアルタイム（15 秒間隔）で全国の証券会社、報道機関等へ配信する。
- ・ 東証グロース市場 250 指数の配当込み株価指数については、終値のみを配信する。

##### (2) 指数基礎情報

- ・ 東証グロース市場 250 指数に係る日々の指数基礎情報（基準時価総額など）については、「指数基礎情報」において配信する。

#### 2. 利用許諾

東証グロース市場 250 指数の算出、配信、公表又は利用など東証グロース市場 250 指数に関する権利は、JPX 総研又は JPX 総研の関連会社が有している。このため、東証グロース市場 250 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・販売などを行う場合（相対契約によるオプション、スワップ又はワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）には、JPX 総研とのライセンス契約が必要となる。また、東証グロース市場 250 指数を第三者に配信・提供等する場合にも、JPX 総研とのライセンス契約が必要となる。

#### 3. 問い合わせ先

JPX 総研 インデックスビジネス部

E-mail : [index@jpx.co.jp](mailto:index@jpx.co.jp)

以上